議　　第　　１８３　　号

令和 ８ 年 ６ 月 ５ 日提出

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長　　大　西　一　史

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正）

第１条　次に掲げる条例の規定中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

(1)　熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第４９号）第５条

(2)　熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第５１号）第５条

(3)　熊本市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第５４号）第６条

（熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第２条　熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和３年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４３条の２の７第１項」を「第２４３条の２の８第１項」に、「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改める。

第２条中「第１７３条の４第１項第１号」を「第１７３条の５第１項第１号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

（提出理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）等の施行に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。